

厚生労働大臣の定める掲示事項

令和7年11月1日現在

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【入院基本料に関する事項】

当院は1日に7人以上の看護職員が勤務しています。

【関東信越厚生局への届出事項】

以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ・ 夜間・早朝加算
- ・ 明細書発行体制加算
- ・ 時間外対応加算 1
- ・ 医療情報取得加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算 4
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・ 入院ベースアップ評価料 165
- ・ 有床診療所入院基本料 1
- ・ 夜間緊急体制確保加算
- ・ 医師配置加算 1
- ・ 看護配置加算 1
- ・ 夜間看護配置加算 1
- ・ 看護補助配置加算 1
- ・ 有床診療所一般病床初期加算
- ・ 7 級地地域加算
- ・ ハイリスク妊婦管理加算
- ・ HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・ 乳腺炎重症化予防・ケア指導料
- ・ 婦人科特定疾患治療管理料
- ・ 酸素届出

池羽レディースクリニック